

U12 部会旅費規程

第1条

1. 八戸市バスケットボール協会U12 部会（以下「部会」という）の事業に関わるものに支給する旅費に関し基準を定め、業務の円滑な運営に資するものとする。
2. 部会より依頼を受けた者に対して支給する旅費に関しては、青森県内移動のみとし、隣接する上十三地区への移動に際しては支給しない。

第2条

次は本規程の適用を除外する。

1. 関係先等が出張者の交通費及び宿泊費ならびに日当を負担した場合には、本規程に定める旅費を減額もしくは支給しないものとする。

第3条

本規程で定める出張とは、居住地を起点とした移動を伴う部会の業務のことをいう。

前泊、後泊に関して、原則宿泊代は支給しない。

第4条

部会の業務として理事役員会の承認を受けた者又は、部会長の命により出張した場合は、本規程に基づき旅費を支給する。

第5条

旅費の種類は、車賃、日当とする。

1. 車賃は、陸路旅程について、1km 当たりの定額を支給する。（高速道路料金、有料道路料金は支給しない）
2. 日当は、出張中の日数に応じ支給する。
3. 宿泊料は、支給しない。
4. 業務上宿泊が発生する場合は、旅費日数分を支給する。

第6条

1. 旅費の支給を受けようとする者は、所定の様式による書類を作成し、決裁を得なければならない。
2. 前項は、一部会議等において省略できるものとする。

第7条

1. 車賃は、1 km 当たり 50 円を支給する。ただし、業務の緊急性または天災その他やむを得ない事情により定額の車賃での旅行ができない場合には 実費を支給する。
2. 同業務の出張者が運転する乗用車に同乗した場合、車賃は支給しない。
日当のみの支給とする。
3. 起点を八戸市役所とし、以下のように支給する。

行先	距離（八戸市役所から）	金額
むつマエダアリーナ	1 0 5 k m	5,250 円
マエダアリーナ	7 8 k m	3,900 円
カクヒログループスーパーアリーナ （青森市総合体育館）	8 9 k m	4,450 円
五所川原市民体育館	1 1 8 k m	5,900 円
伊藤鉱業アリーナつがる	1 2 6 k m	6,300 円
スポーツプラザ藤崎	1 1 7 k m	5,850 円
岩木山総合公園体育館	1 3 8 k m	6,900 円
青森県武道館	1 3 3 k m	6,650 円
ひらかわドリームアリーナ	1 2 3 k m	6,150 円
上十三地区		支給しない

第8条

1. 日当は、出張の初日から最終日までの出張日数に応じて 1 日 1,000 円、半日（4 時間以内） 500 円の定額を支給する。ただし、講習会又は研修会で謝礼等の支給を受けた場合は、日当支給の対象とならない。

第9条

この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事役員会もしくは部会長が定める。

第10条

この規程の改廃は、理事役員会の決議を経て行い、総会に報告されるものとする。

附則 本規程は、令和6年12月10日より施行する。